

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 27 日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

保 健 事 業 の 実 施 に つ い て

謹啓 冬至の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の健康維持・増進と心身のリフレッシュを目的として、下記の保健事業を実施いたしますので、被保険者各位にご周知いただき、多数の方々のご参加を賜りますようご高配をお願い申し上げます。

なお、各事業の詳細につきましては、当組合ホームページにてご案内しております。併せてご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 第 4 9 回 歩け歩け大会
- 2 第 3 3 回 東京総合健保 ミニマラソン大会

【別紙】 傷害保険について

組合ホームページを活用した周知・広報等推進の観点から、郵送等による各事業のご案内を順次、簡略化しております。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔組合ホームページアドレス〕 <http://www.sekkei-kenpo.org>

◎ お問い合わせ等につきましては保健事業部 保健事業グループあてにお願いいたします。

電話 03-3404-9545

第49回 歩け歩け大会の実施について

- 1 日 時 令和7年3月15日（土） 9：00～13：30（予定）
- 2 実施場所 浅草・隅田川・東京スカイツリー周辺
- 3 実施方法 スタート地点でスマートフォンにて受付登録を行っていただきます。（1グループ1台）その後、マップの指示に従いチェックポイントで問題に答えていただき、WEB上で各チェックポイントのキーワードを集めていただきます。キーワードをすべて集めてゴールまでお越しいただいた方に「完歩賞」を差し上げます。
- 4 参加資格 当組合の組合員（被保険者および被扶養者）および被保険者の一親等内の家族
※高校生未満の方のみのグループは参加不可
※組合員ではない家族のみの申込み不可
- 5 申込期限 令和7年2月21日（金）
- 6 申込方法 ◎専用フォーム（G o o g l e フォーム）から
→ 組合ホームページ内「お知らせ」にある「第49回 歩け歩け大会」案内ページの専用フォームよりお申込みください。
◎郵送にて
→ 申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、申込期限までに保健事業グループ宛にご郵送ください。

※詳細につきましては組合ホームページにてご案内させていただきますので、内容をご確認のうえ、お申込みください。

第33回 東京総合健保 ミニマラソン大会の実施について

- 1 主 催 一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）
- 2 開 催 日 令和7年2月23日（日） 小雨決行（中止の場合順延なし）
- 3 会 場 豊洲ぐるり公園
東京都江東区豊洲6丁目1番先・5丁目1番先
ゆりかもめ 「市場前駅」下車 徒歩12分
- 4 参加資格 当健康保険組合の被保険者および被扶養者

5 種 目

種 目	対象年齢	距離	スタート時間	定員
女 子	18 歳以上	5 km	9 時 00 分	160 名
男子A	50 歳以上	5 km	9 時 50 分	160 名
男子B	50 歳未満	5 km	10 時 40 分	160 名
男子C	50 歳以上	1 0 km	11 時 30 分	160 名
男子D	50 歳未満	1 0 km	12 時 50 分	160 名

※受付不要のため、スタート10分前までにお越しください。

- 6 参 加 料 当組合にて全額補助（1名 1,500円）
- 7 申込方法 申込みはインターネットによるWeb申込みのみの受付（抽選方式）
<https://www.toshinkyo.or.jp/event/index.html#3> （東振協／外部リンク）
- 8 申込期間 令和7年1月7日（火）9:00～1月26日（日）23:59

※詳細につきましては東振協ホームページ（上記URL）よりご確認ください。

【別紙】

傷害保険（レクリエーション補償プラン）について

1 この保険では

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加中の傷害事故を補償しております。

※「参加中」とは… 参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。

- ② 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加される組合員全員が補償の対象となります。

※歩け歩け大会・軟式野球大会・健康マラソン大会・料理教室・陶芸教室リフレッシュフロアー（けんぽプラザ）各種教室など。
※オンライン開催は対象外となります。

- ③ 加入における個人の費用負担はございません。

2 こんなときに

当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合に保険金が支払われます。

※「急 激」とは… 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

※「偶 然」とは… 原因の発生が偶然である、結果の発生が偶然である原因・結果とも偶然である、のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

※「外 来」とは… ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

※靴ずれ、車酔い、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

3 保険金

死亡保険金 後遺障害保険金	入院1日あたり	通院1日あたり
5 0 0 0 千円	5 0 0 0 円	2 5 0 0 円

※保険会社の審査によっては保険金をお支払いできない場合がございます。